

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2025年11月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所

〒1850021

東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号

ゼルコバビル 4 階

TEL 0423000255 fax 0423000256

office@kunimatu.jp

25周年

季節の進み具合は早いものですね。あれだけ暑かった夏も遠い昔に思えてなりません。弊法人は 10 月まで夏休みが取れるようになっている関係で、今月からようやく正常運転に戻れる感じです。季節の変わり目、皆様には引き続き体調管理を万全にと願ってやみません。

さて、今回は要介護度について取り上げています。長年成年後見に携わる者としていつも不思議に思うのが、要介護認定。認定調査のときに普段より頑張ってしまうと、本来の能力より高く見られてしまったり、全然認知症もなく、体力もあるのに耳が遠いというだけで要介護 1 の認定が出ていたり・・・支援者側の思惑通りに認定されたり、されなかったりとなかなか難しい世界があるなあと感じています。また、自治体によっても全く認定のあり様が違うようにも見受けられます。

ここで思い出すが、スポーツです。採点競技といわれるフィギュアスケートや体操など。表現力や芸術性など審査員の価値観や好みで評価が変わります。自治体や調査員、意見書を書く医師など様々な要素で構成される要介護認定も、フィギュアスケートなどの採点競技と同じと考えることで、私たち後見人等支援者も気楽に要介護認定と向き合えるのではないのでしょうか。

IKUKO の三識 ～知識～見識～胆識

◆◆◆要介護度とは◆◆◆

前号のとおり、認知症には種類があり、その進行度合いによっても症状が違います。症状が重くなるにつれ介護も必要になってくるでしょう。そして、その介護を受けるためには要介護認定の申請が不可欠なのです。申請をすると認定調査が行われ、その方が日常生活においてどの程度の介護（介助）が必要なのか審査されます。結果、必要だと判断された場合、「要支援 1～2」または「要介護 1～5」にランク付けされることになります。尚、支援の必要ない健康な状態とみなされた場合には「自立」と認定され、介護保険サービスを利用することはできません。

IKUKO



区分	基準
要支援 1	基本的な日常生活動作は自分で行えるが、一部動作に見守りや手助けが必要。
要支援 2	筋力が衰え、歩行・立ち上がりが不安定。今後、介護が必要になる可能性が高い。
要介護 1	日常生活や立ち上がり、歩行に一部介助が必要。軽度の認知機能低下が見られる。
要介護 2	要介護 1 よりも日常生活動作に介助が必要で、認知機能の低下が見られる。
要介護 3	日常生活動作に全体的な介助が必要。自立歩行が困難で、立ち上がりや歩行には杖・歩行器・車いすを使用している状態。認知機能が低下し、見守りも必要になる。
要介護 4	要介護 3 以上に生活上のあらゆる場面で介助が必要。思考力や理解力も著しい低下がみられる。
要介護 5	日常生活動作のすべてにおいて介助が必要。ほぼ寝たきりの状態で、意思の伝達が困難。



このランク付けされた要介護度ですが、段階によってただ区分が分けられているわけではありません。受けられる介護サービスの量や内容等が異なります。重度と判定されればされるほど、より多くの介護サービスを受けられることになるのです。

YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
きました！！
どうぞよろしく☆

